有明鉱大災害 出火現場検証 原因、核心部に入る

会社、有明鉱の生産再開急ぐ

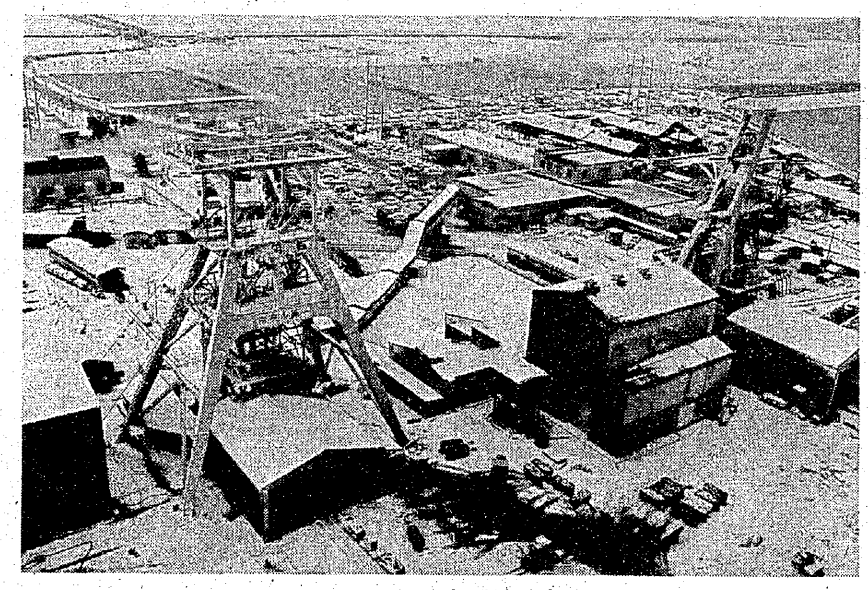

大災害から一夜明けた有明鉱の空から

新規採用で対立

公募、組合加入の自由などで追及

第三回団交

有明鉱大災害からすでに一カ月余り経ちましたが、火災現場の取り明けと共に県警、監督局の現場検証、さらに技術調査団の調査が進み原因究明は核心部に入っています。一方二月十六日、第三回の団体交渉が開かれ、前回団交で明らかにならなかった問題、検討課題、その後の申し入れについて会社側を追及しました。（以下はその摘録です）

災害経過について

組合　前回の団交で「初動対策については適切だった」との所長の発言があったが、現時点ではどうか。

会社　情報収集ができない状況の中で、あれ以上のことは期待できないということで、かわっていない。

組合　発見から通報までの状況に新しい事実はないか。

会社　事情聴取などから訂正するものはない。また、一部新聞で伝えられるような事実もない。

組合　通報から退避指令までの十五分間に疑問があるが、どうか。

会社　微妙な問題なので発言は控えたい。

組合　退避指令の権限はどうか。

会社　鉱においては鉱長だが、不在の場合は副長、さらに三交代係長である。

組合　武永副長が鉱長に連絡し、指示を受けた時間遅れたのか。

会社　そう考えてもらってよい。

組合　パイプ坑道の状況はどうだったか。

会社　一番方で拡大のための発破をした。作業中なので通気門の先に『通行禁止』の札を下げており、通れる状態ではなかった。

組合　パイプ坑道への待避指示の事実はあったか。

会社　指示はしていない。

組合　救護隊の出動要請についてとくに四山、三川両鉱への要請が遅れたのはなぜか。

会社　状況確認後直ちに要請したが、連絡、車、雪などの理由で結果的におくれた。

――さらに待避、誘導、救護隊の行動などについて詳細に追及しましたが、会社の災害報告書が不十分であり、再度提出するよう要求、後日出すことを約しました。

、保安要求について

。救急センターの見直し

四山鉱　新設4　移設2

三川鉱　〃　3　〃　3

有明鉱　〃　4　〃　1

備品はほぼそろった。

。エアハウスとエアマント

北海道で使っている品物を近く設置するよう取り寄せている。

。保安副長との検討会

月一回実施する。

。COマスクの改良

メーカーに働きかけをしている。

。煙感知器の設置

十八台について防爆仕上げをしている。有明鉱に十台～十二台、四山、三川両鉱へ六～七台設置する。当番とからめて結論を出すが、最終的には明らかにする。

。誘導無線器の改善

現品の改造は限界だが、片通話方式を検討する。有明鉱についてはエリアを小さくして、もう一局増やす。

。自動記録装置の設置

テープレコーダーを備える。

補償問題と遺族対策

上積みについて考えているが、明らかにできる段階でない。分室を設けて希望を聞き、諸々のお手伝いをしている。

新規採用について

五十九年度の一部として三月までに四山鉱で二十人、三川鉱で二十人、計四十人を新規採用する。

（組合側は、会社側が優秀な人材をといいながら、採用方式は従来どおり縁故採用に固執する態度を批判し、全市民的な立場からの公募、労働組合加入についての選択の自由を強く主張、追及しましたが、会社は頑迷な態度に終始しました）

この団体交渉ではさらに火災現場の取り明け、四山・三川両鉱の生産再開後の災害、事故について追及しました。

特別弔慰金五五〇万円

―新労・職組が協定―

弔慰金の上積みなど犠牲者の取り扱いについて交渉していた新労、職組は二月二十一日、①特別弔慰金一律五百五十万円を上積み、②退職金最低五十万円の補償、③社宅居住は従来通り、④就職あっせん、⑤教育、生活対策、⑥盆、暮れの見舞金二万二千円を年二回、⑦入院見舞金五万五千円、⑧休業補償百%、⑨入院準備金二万三千円、⑩職場復帰十万円、⑪入院見舞金月二万三千円、などで協定。

BC摩擦で出火

政府の調査委

坑内火災の原因を究明している政府調査委員会（委員長・伊木正二東大名誉教授ら十五人）は二十五日、調査結果の検討会を開き、①出火地点は二百二十メートルBC連絡斜坑十番ベルトの第三調量門付近、②出火原因はBCの片寄りによる摩擦熱、③BCの片寄りは〝ボタかみ〟かローラーの故障が原因、という見解を出した。また被害を大きくした原因として、「誘導無線による連絡が不適切で、指令も不十分」と〝人災〟を強調したといわれます。

労協、労働条件 福利厚生闘争

会社、誠意見せず

抗議の時限ストに突入―二月二十四日

昭和五十九年度の労働協約、労働条件、福利・厚生諸要求についての中央交渉が二月二十二～二十三日の両日開かれました。組合側は、地下産業という苛酷な労働を強いられる中で、他産業よりも劣悪な諸条件の引き上げを強く迫りましたが、会社側は炭価すえ置きや有明鉱の災害で経営が困難だとして現状維持の回答に終始しました。（以下はその摘録です）

経理事情説明と会社側の態度

会社は、①炭価すえ置きによる経理事情の悪化、②上期約八万トンの減産と有明鉱災害に伴う約三十四万トンの減産見込みで、約六十億円の減収による経営悪化、③有明災害に伴う補償金と諸経費の出費で減産分と合わせ約百億円の赤字、④累積赤字が約百億円ある、⑤借入金が千二百億円になり金利に追われている、⑥砂川の合理化は縮小して終ったが依然ピンチである。として、諸要求については引き下げたいものもあるが、現状維持が最大の努力であるとの立場で全体的にゼロ回答を示しました。

組合側の主張

①有明鉱災害は生産優先による保安無視の結果引き起こされたもので、保安第一に取り組んでおれば防げたものであり、災害による減産分や出費の犠牲を労働者に押しつけ、要求に対してゼロ回答は到底納得できない、②その他の理由も労働者側の責任にあるのではなく経営者の責任であり、これ以上の諸条件の低下は認められない、③災害のなかった昨年も逆提案を含めて上積みはなかった、と主張し、諸要求の改善を強く要求しました。

交渉の結果、ほとんどゼロ回答でしたが、①保安担当者の諸手当、②特定休日の自由行使は山元協議とし、賃金スライドによる宿直手当の上積みと、基準局通達による社内預金と諸貸付金の金利利率の改訂が提示されました。

三池労組は、会社の態度に抗議して二月二十四日抗議の時限ストライキ（港務所は除く）に突入しました。

うごき

二月二十二日　有明鉱本層東十卸東七卸、西一卸の保安点検入坑。

二月二十四日　同右東七卸の保安採炭許可おりる。二番方から。

二月二十七日　第四回団体交渉。火災現場入坑調査。委員会。

二月二十八日　有明鉱全般の執行部による入坑点検。

発行所、
三池炭鉱労働組合
大牟田市入船町1番地
電話（53）3033～4
編集兼発行人　杉本一男
半年間 1,200円 送料共
振替口座番号
労金大牟田
0968946－005

公判のお知らせ

11・9　三池大災害裁判公判　三月二十三日午後一時から、福岡地方裁判所で。（53回）

9・28　坑内火災裁判公判　五月二十四日午後一時から、同右裁判所で。（44回）

はらたいらの川柳

ケシゴムで消して「増税」と書きなおそう

地底

▼…格別きびしかった寒さもようやく峠を越し梅の花もほころびはじめ、いよいよ〝春の入り〟である。〝三寒四温〟〝春疾風〟〝なたね梅雨〟などと言いならわされているが、もうひとつ〝春闘本番〟の先がけでもある。

▼…静岡県掛川ヤマハレクリエーション施設『つま恋』で十四人が死亡した惨事での補償金は、女子従業員で七千万円、アルバイト学生が八千万から九千九百万円という。有明鉱災害のそれとは比較にならぬのが不可解。要求が低く過ぎて話にもならない。炭鉱労働者の命は安い。「人の命は金で計れる」ものではないが――。

▼…国会でも監督行政のあり方が指摘された。鉱山保安監督官の数が減っているという。立ち入り調査権、司法警察権などを持つ監督官のありようが問われるのだが、会社側とのゆ着とはいわないまでも「ほんとに大丈夫なのか」という疑問が絶えない。「監督官の常駐」という声も、なんとか災害絶滅をという切なる願いなのだ。

▼…三十人の新規採用が決まった。「全般的な見直しで人員増」を目指さなければ慢性的な人員不足による『保安』の不安は消えない。それにしても「従来通り」と縁故採用に固執し、労働組合加入の選択の自由さえ奪うのは『思想および良心の自由は、これを侵してはならない」という、憲法第十九条にもとるのではないか。

▼…〝人災〟はしだいにあきらかになりつつある。火災現場の取り明けから現場検証、調査の進展は原因を鮮明にするだろうが、責任も鮮明でなければならぬ。〝人災〟が立証されると業務上過失致死、鉱山保安法違反も立件となるが、断じてうやむやにしてはならない。それが有明鉱大災害から最大の教訓を引き出す道でもある。